

(公印・契印省略)

総基用第32号

令和7年3月28日

LINEヤフー株式会社

代表取締役社長 CEO 出澤 剛 殿

総務省総合通信基盤局長

湯本 博信

通信の秘密の保護の徹底に向けた措置について（指導）

貴社から提出のあった令和6年12月27日付け及び令和7年2月18日付け各報告書によれば、貴社が提供する「LINE」（メッセージアプリ）の機能の一つである「LINEアルバム」（写真共有サービス）において、サムネイル画像（画像の内容を確認するための縮小画像。以下同じ。）に他の利用者の画像の一部が混在する不具合が発生したとのことである。

これは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条第1項に規定する通信の秘密の漏えいであると認められる。

本事案の原因は、サムネイル画像を生成する画像処理システムを貴社が開発した新しいシステムに移行するのに伴い、本来あるべき画像処理ではない形での画像処理が実施され、処理中の画像に次に処理することが予定されていた画像の一部が混在したというものであり、画像処理に用いるプログラムについての開発者の理解不足、サービス提供開始前の不十分な検査等に起因するものであると認められる。これにより、貴社の推計によれば、他人のサムネイル画像に自らの画像が表示された利用者数は、日本国内で約7万人（海外を含めると約13万5000人）であり、利用者に与えた影響は大きい。電気通信事業に対する利用者の信頼が大きく損なわれたことは、当省として極めて遺憾であり、貴社に対しては、徹底した再発防止に努めるよう、厳重に注意する。

以上を踏まえ、貴社に対しては、電気通信事業法の通信の秘密の保護の観点から、今後、このような事案が再発しないよう、再発防止の徹底を求める。具体的には、新システム移行に伴う再発防止策として前記不具合が生じない仕組みを構築するとともに、検査の強化、動作確認の徹底、全社的な取組としての開発ガ

イドラインの見直しなど、前記各報告書記載の再発防止策について、実施済みのものを含め確実に講ずるように求める（実施済みの再発防止策のうち継続的な取組を予定しているものは、その取組の確実な継続を求める。）。また、利用者保護の観点から、今後も利用者に対する本事案に関する適切な情報提供を継続するとともに、二次被害が発覚した場合における適切な支援、対応の実施を求める。そして、新システム移行に伴う再発防止の状況を含め、これら再発防止の取組状況及び利用者対応について、速やかに報告されたい。

（以上）